

移動タンク貯蔵所の保安の 確保について

移動タンク貯蔵所保有事業所関係者の皆さまにあつては、日頃から移動タンク貯蔵所による危険物の移送の安全確保に努めていただいていることと存じますが、車両火災予防運動が平成 27 年 3 月 1 日（日）～3 月 7 日（土）の 7 日間、全国一斉に実施されます。この機会に、下記の点に留意し、より一層の保安管理の徹底を図れるよう再確認してはいかがでしょうか。

移動タンク貯蔵所災害ゼロに向けて 3 つのポイント！！

1 余裕をもった運搬移送計画など、安全な移送を心がけましょう。

危険物運搬中の事故が増えています。消防庁保安室が昨年発表した平成 25 年の危険物事故概要のうち、危険物運搬中の火災事故は、最近 5 年で最高の件数となっています。運転（取扱い）される方は、大量の危険物を積載しているという自覚を持ち、安全運転を心がけ運搬しましょう。

2 定期、日常点検や車両整備を推進しましょう。

移動タンク貯蔵所は、1 年に一回以上定期点検をすることが法令で義務付けられています。故障や作動不良を早期に発見することは、事故等による火災及び流出を防ぐことにつながります。さらなる安全を期するため、日常点検、車両整備はもちろん「定期点検」を適正に実施しましょう。

3 過剰注油・誤注油（コンタミ）防止に努めましょう。

平成 25 年に発生した危険物施設の事故 564 件のうち、人的要因で起こった事故は、240 件と高い割合を示しています。また、甲賀、湖南市においても車両への誤注油事案も発生しています。タンクへの注油やガソリンスタンドへの荷卸し等を行う際は、細心の注意を払い事故を防ぎましょう。

お問い合わせ先

甲賀広域行政組合消防本部

予防課危険物指導係

TEL 0748-62-7932

FAX 0748-62-7940

